

●●● 教育基本法「改正」問題に関する市民集会 「改正」法案が教育現場に何をもたらすのか多角的に検証

●集会までの経過

憲法とともに戦後の日本社会の枠組みを形作ってきた教育基本法について、その見直しが必要とする中央教育審議会の答申（2003年3月）を受け、政府は、2006年4月28日に教育基本法「改正」法案（以下、法案）を国会に上程した。法案は、「教育の目標」の中に「国を愛する態度」をはじめとした20以上の「徳目」をあげ、また「法律の定める」ところによるなら教育内容への国家の介入も可能となる文言にする等、子どもの内面や教育内容への国家の介入を生み、国民・子どもの学習権を侵害する恐れが高い等の内容となっている。

法案のこうした問題点を踏まえ、東京弁護士会は2006年5月に廃案を求める会長声明を出し、日弁連も2006年9月15日に、提案された内容での「改正」に強く反対するとともに慎重討議を求める意見を出していた。

この間、マスコミでいじめ自殺問題等が連日取り上げられ、法案の臨時国会衆議院での審議が再開される中、2006年10月20日、弁護士会館クレオにおいて、教育基本法「改正」問題に関する市民集会が、東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会主催で開催された。

●市民集会

集会では、村山裕会員から法案内容についての法律家の観点からの解説の後、ジャーナリスト斎藤貴男氏から、法案が実際にはエリート教育推進を目指しており、義務教育、教育の機会均等の理念が空洞化され著しい教育格差に至る恐れが強いことが豊富な取材をもとに語られた（写真）。

次に、法案を先取りするとされる東京都の教育について、教育特区とされ小学校で英語が導入された荒川区の現状、東京都教育委員会（以下、都教委）による卒業式等での国旗国歌の指導に関する通達（2003年10月）と校長の職務命令



をめぐる動きについての報告（2006年9月に東京地方裁判所はこの通達等につき思想・良心の自由を侵害するとともに、教育基本法10条が禁止する「不当な支配」に当たり違法とした）、また、都立七生養護学校で保護者等の広い支持をえて実施されてきた性教育に都教委が介入したケースについての報告がなされ、これら東京都で進行しつつある教育の現状を通して「改正」法案が教育現場に何をもたらすかが明らかにされた。

最後に、坪井節子会員より具体的な子どもの権利侵害事案に取り組む立場からの法案の問題点が指摘された。

●その後の経過など

宣伝が不足していたためか参加者が少なかったことは大変残念であったが、内容的には法案の問題点を多角的に明らかにする非常に充実したものとなり、その後、11月14日に日弁連と東京三会共催で開かれた教育基本法「改正」の市民集会につながる企画となった（脱稿時点で政府は野党の審議拒否欠席にもかかわらず法案を衆議院で可決、参議院での審議が開始され、2006年12月15日、法案は可決・成立した）。

（子どもの人権と少年法に関する特別委員会
委員長 三坂 彰彦）

●●● 第21回 東京弁護士会人権賞

もっとも小さいところにそそぐまなざし—1個人2団体が受賞

東京弁護士会人権賞選考委員会（委員長 西立野園子東京外国語大学教授）は、2006年度第21回東弁人権賞に1個人、2団体を決定し、2006年12月4日に司法記者クラブで発表した。授賞式は2007年1月10日の東京弁護士会新年式で行なわれる。受賞者のプロフィールは次のとおりである。

◎大谷 藤郎 氏

1924年生まれ。

1952年京都大学医学部卒業（在学中1943年ハンセン病解放論者小笠原登京大皮科特研助教授に師事）、1959年に厚生省（当時）に入省。1962年精神衛生課に勤務、全国精神障害者家族会連合会（全家連）創設を支援、精神障害者の地域解放を目指す精神衛生法改正に従事。1972年に国立療養所課長に就任、ハンセン病入所者の劣悪な生活環境改善に心血を注ぐ。1983年、厚生省医務局長退官後は、ハンセン病問題に注力し、ハンセン病患者が受けた偏見・差別を風化させまいと、1993年には東村山市に資料館を完成させた。その後、ハンセン病患者の人権回復のため、らい予防法廃止運動に取り組み、廃止を成就させた。また、らい予防法人権侵害による国賠訴訟では証人となり患者勝訴の大きな要因となった。精神障害者人権問題では、厚生省退官後も関与し、一連の法律改正に貢献した。1993年に、WHOからレオン・ベルナル賞を授与された。

◎救援連絡センター

1969年3月発足。

発足当時、ベトナム戦争・日米安保条約に反対する運動やさまざまな市民運動などが高揚していたが、これらの運動による逮捕者や負傷者の救援のために、地域の救援会や個別の事件について救援する組織が多数作られた。各種の救援組織を援助し、それら相互間の連絡のために発足したのが救援連絡センターである。

救援連絡センターでは、①国家権力による、ただ1人の人民に対する基本的人権の侵害をも、全人民への弾圧であると見なす、②国家権力による弾圧に対しては、犠牲者の思想的信条、政治的見解の如何を問わず、これを救援する、を2大



人権賞選考風景

原則とし、活動を続けている。

死刑事件など重大犯罪への救援や死刑廃止運動、冤罪事件、獄中処遇の改善など関係する領域も幅広いが、根本にあるのは「権力による弾圧を許さない」ということである。

最近では組織的犯罪対策3法や団体規制法など治安国家化を推し進める動きに反対する運動と、共謀罪新設阻止の運動などにも関わっている。

◎特定非営利活動法人 JFC ネットワーク

1994年5月設立。

JFCとは「ジャバニーズ-フィリピンノ チルドレンJapanese-Filipino Children」の略称で、日本人とフィリピン人の間に生まれた子どもたちの総称である。近年、日本人男性とフィリピン女性の婚姻は年間7,000組に上る一方、非婚で子どもをもうけるカップルも多く存在している。

中には、母親が出産などのために帰国し、子どもが生まれた後に男女の関係が破綻したり、日本人男性から連絡が途絶えるなどの結果、母子がフィリピンで経済的・精神的に苦境を強いられているケースも多く、「JFC問題」としてフィリピン社会でも大きな問題となっている。

フィリピンに暮らすJFCの母親たちから「認知請求」「養育費請求」などの相談が日本の弁護士に持ち込まれ、1993年4月にJFC弁護団が結成され、「認知」や「養育費」などの交渉や調停訴訟などを行なっている。

1998年1月には現地事務所・マリガヤ ハウスMALIGAYA HOUSEを開所し、JFC問題に総合的に関わる体制を整えた。